

東京大学医学部附属病院特任臨床医、専攻研修医、病院診療医及び臨床研修医就業規程

(平成16年 4月 1日制定)
改正 平成16年 6月28日
改正 平成17年 3月28日
改正 平成18年 3月30日
改正 平成19年 3月26日
改正 平成20年 3月25日
改正 平成21年 3月26日
改正 平成22年 3月25日
改正 平成23年 3月28日
改正 平成24年 3月29日
改正 平成24年 9月27日
改正 平成26年 7月24日
改正 平成27年 3月26日
改正 平成28年 3月23日
改正 平成30年 3月20日
改正 平成30年12月20日
改正 令和 2年 3月26日
改正 令和 2年 4月30日
改正 令和 3年 3月18日
改正 令和 5年 3月23日
改正 令和 6年 3月21日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、東京大学医学部附属病院短時間勤務有期雇用教職員就業規則（以下「短時間勤務有期雇用教職員就業規則」という。）第2条第3項の規定に基づき、東京大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に勤務する特任臨床医、専攻研修医、病院診療医及び臨床研修医（以下「特任臨床医等」という。）の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程で特任臨床医とは、1年以内の契約期間を定めて診療に従事する者、専攻研修医とは、臨床研修を修了した者のうち、より専門的な臨床研修等に従事するために雇用する者、病院診療医とは、1年以内の契約期間を定めて診療に従事する者のうち、出産・育児等のために主に日勤の診療に従事する者、臨床研修医とは、医師法第16条の2第1項又は歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に従事するために雇用する者をいう。

2 特任臨床医等の就業に関する事項については、第2章以下に定めるところによるほかは、短時間勤務有期雇用教職員就業規則の規定を準用する。

第2章 資格

(資格)

第3条 特任臨床医、専攻研修医及び病院診療医として採用できる者は、医師免許又は歯科医師免許取得後、原則として2年以上経過した者とする。

2 臨床研修医として採用できる者は、医師国家試験又は歯科医師国家試験に合格した者とする。

(研修の制限)

第4条 臨床研修医は、医籍登録又は歯科医籍登録が確認されるまでの間は、診療に従事する事はできない。

第3章 労働契約等

(契約期間)

第5条 特任臨床医等の契約期間は、一の会計年度内（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）を限度とする。

2 前項の契約期間が12月未満の場合は、採用した日の属する会計年度の末日を限度として契約期間を延長することができる。

3 前項に定める場合のほか、採用又は契約期間を延長しようとする日において、年齢が満65歳に達し、かつ、その日以後の最初の3月31日を超えることとなる場合には、採用又は契約期間の延長をしない。

(契約の更新)

第6条 労働契約の期間満了時に更新することを予定した労働契約を締結する場合の契約の更新は、予算の状況等により行うものとする。

2 前項による更新は、特任臨床医、専攻研修医及び病院診療医は4回（採用した日が会計年度の初日でないときは5回）、かつ、採用した日から起算して5年を限度とし、臨床研修医は1回（採用した日が会計年度の初日でないときは2回）、かつ、採用した日から起算して2年を限度とし、以後更新しない。ただし、契約を更新しようとする日において、年齢が65歳に達し、かつ、その日以後の最初の3月31日を超えることとなる場合には、契約の更新をすることができない。

3 前項の臨床研修医のうち、病気その他特別な事情により、臨床研修を修了する事ができなかったと認められた者についてはこの限りでない。

4 第2項により更新した後、契約期間の満了により労働契約を終了させる場合には、少なくとも30日前にその旨予告するものとする。

第4章 勤務時間等

(勤務時間及び休憩時間)

第7条 特任臨床医及び専攻研修医の勤務時間は、1週間当たり31時間以内、病院診療医の勤務時間は、1週間当たり24時間以内、臨床研修医の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とする。

2 特任臨床医、専攻研修医及び臨床研修医の1日の勤務時間は、7時間45分、病院診療医の1日の勤務時間は、7時間45分以内とし、始業及び終業の時刻、休憩時間並びに勤務日は、個別に定める。

3 前項で定めた勤務時間、始業及び終業の時刻、休憩時間並びに勤務日は、業務上の都合その他やむを得ない事情により変更することがある。

4 特任臨床医等は休憩時間を自由に利用することができる。

(休憩時間の確保)

第7条の2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宿日直許可のある宿日直 医療法（昭和23年7月30日号外法律第205号）第16条の規定により本院又は兼業先で行う勤務のうち、労働基準法施行規則（昭和22年8月30日号外厚生省令第23号）第23条に規定する所轄労働基準監督署長の許可

を受けたもの

二 宿日直許可のない宿日直 医療法第16条の規定により本院又は兼業先で行う勤務のうち、労働基準法施行規則第23条に規定する所轄労働基準監督署長の許可を受けていないもの

2 特任臨床医等には、1日の勤務終了後から次の勤務開始までの継続して休息する時間（以下「休息時間」という。）を次の各号に定めるいずれかの方法により確保するものとする。

一 勤務の開始（兼業先の勤務を含み、事前に予定されたものに限る。以下同じ。）から24時間を経過するまでに、9時間の継続した休息時間（宿日直許可のある宿日直に継続して9時間従事する場合を含む。）を確保すること。

二 勤務の開始から46時間を経過するまでに、18時間の継続した休息時間を確保すること（宿日直許可のない宿日直に従事させる場合であって、前号に掲げる方法により継続した休息時間を確保することとしない場合に限る。）。

3 前項の規定により確保することとした休息時間（以下「休息予定時間」という。）中、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務（以下「緊急の業務」という。）に従事した場合においては、休息予定時間の終了後、当該緊急の業務が発生した日の属する月の翌月末日までの間にできるだけ早期に、当該緊急の業務に従事した時間に相当する時間の休息時間（30分単位とし、端数は切り上げるものとする。以下「代償休息」という。）を確保するものとする。

4 前項に規定する代償休息は、特任臨床医等の勤務状況に応じて、次の各号に定める順に方法を選択して確保するものとする。

一 緊急の業務に従事した直後の勤務の開始時間を繰り下げることにより、次の勤務開始までに、第2項第1号又は第2号に規定する継続した休息時間を確保すること。

二 所定の勤務時間内に休息時間を確保し、当該時間は勤務したもののみなすこと。

三 第2項第1号又は第2号に規定する時間を超えた休息時間を確保し、当該超えた時間を充当すること。

5 第2項の規定にかかわらず、特任臨床医等が継続してやむを得ず15時間を超えることが予定された同一の業務に従事する場合において、当該業務に係る時間のうち15時間を超える時間については、休息予定時間中に緊急の業務に従事した時間とみなし、当該業務に従事させることができる。この場合にあつては、当該業務の終了後次の勤務の開始までの間に、前項第1号又は第2号に規定する方法により代償休息を確保するものとする。

6 特任臨床医等が宿日直許可のある宿日直に従事している間、通常の勤務時間と同態様の業務に従事した場合は、当該宿日直に従事した後、当該業務が発生した日の属する月の翌月末日までの間に、負担の程度に応じ、必要な休息時間を確保するよう配慮するものとする。

7 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、本条に定める休息時間及び代償休息の確保を行わないことができるものとする。

（1ヶ月単位の変形労働時間制）

第8条 特任臨床医等（病院診療医を除く。）の勤務時間は、平成16年4月1日を含む週の日曜日を起算日とする1ヶ月単位の変形労働時間制によるものとし、4週間を平均して1週38時間45分以内とする。

2 各日の始業及び終業の時刻、休憩時間は、別表第1のとおりとし、各人ごとに定める勤務表により各月が始まる7日前までに通知するものとする。

3 休日は、1ヶ月以内の変形労働時間制を適用しない短時間勤務有期雇用教職員と同日数とし、1週間においては少なくとも1日以上とする。

4 業務の都合により必要やむを得ない場合は、あらかじめ前項の休日を他の日に振り替えることがある。

(通常の勤務場所以外での勤務)

第9条 特任臨床医等が勤務時間の全部又は一部について事業場以外で業務に従事した場合においては、勤務時間を算定し難いときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定の勤務時間を超えて勤務することが必要となる場合においては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。

2 前項により事業場以外で業務に従事する特任臨床医等には、所定の旅費を支給する。ただし、東京大学医学部附属病院卒後臨床研修プログラムの一環として長期的に当該業務に従事する臨床研修医には、宿泊を伴う場合の交通費を除き、支給しない。

第5章 給与

(基本給の決定)

第10条 特任臨床医等の基本給の額は、別に定める。

2 特任臨床医等の基本給の額は、契約期間の途中において改定しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第11条 第12条及び第14条から第16条に規定する特任臨床医等(病院診療医を除く。)の勤務1時間当たりの給与額は、前条に定める基本給の額とする。

(給与の減額)

第12条 削除

(通勤手当)

第13条 特任臨床医等(契約期間が1月未満の者を除く。)には、短時間勤務有期雇用教職員の例に準じて通勤手当を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、第9条第2項但書の業務に従事する場合には、交通費の支給を受ける場合を除き、通勤手当の支給額の変更はしない。

(住居手当)

第13条の2 臨床研修医には、東京大学医学部附属病院教職員給与規則(以下「給与規則」という。)第25条の規定に準じて住居手当を支給する。

(超過勤務手当)

第14条 特任臨床医等には、第11条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を基礎として、短時間勤務有期雇用教職員の例に準じて超過勤務手当を支給する。

(休日出勤手当)

第15条 特任臨床医等には、第11条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を基礎として、短時間勤務有期雇用教職員の例に準じて休日出勤手当を支給する。

(夜勤手当)

第16条 特任臨床医等には、第11条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を基礎として、短時間勤務有期雇用教職員の例に準じて夜勤手当を支給する。

(宿・日直手当)

第17条 特任臨床医等には、短時間勤務有期雇用教職員の例に準じて別に定める宿・日直手当を支給する。

(オンコール手当)

第17条の2 特任臨床医等には、給与規則第35条の規定に準じてオンコール手当を支給する。

(麻醉手当)

第17条の3 中央手術室において麻醉業務に従事する麻醉科・痛みセンター所属の特任臨床医、専攻研修医、病院診療医には、別に定める麻醉手当を支給する。

(緊急手術等手当)

第17条の4 特任臨床医等には、給与規則第35条の6の規定に準じて緊急手術等手当を支給する。

(緊急コール手当)

第17条の5 特任臨床医等には、給与規則第35条の2の規定に準じて緊急コール手当を支給する。

(特殊防疫等作業手当)

第17条の6 特任臨床医等には、給与規則第35条の7の規定に準じて特殊防疫等作業手当を支給する。

(期末手当)

第17条の7 特任臨床医等には、短時間勤務有期雇用教職員就業規則第65条の規定に準じて短時間期末手当を支給する。

(端数の処理)

第18条 第14条から第16条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日出勤手当又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(給与の支払)

第19条 給与の支払については、短時間勤務有期雇用教職員の例に準ずる。

(給与に関する特例)

第20条 この章に定めるほか、短時間勤務有期雇用教職員就業規則第12章の給与に関する規定は、特任臨床医等には適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 本規程の施行日に医員等として雇用された者のうち、当該施行日の前々日に日日雇用職員として在職していた者に係る第6条第2項の規定は適用しない。

附 則

この規則は、平成16年6月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(実施期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 当該施行日に特任臨床医又は病院診療医として雇用された者のうち、当該施行日の前日に医員又は専門研修医として在職していた者の契約の更新については、当該雇用が継続する間、当該者が施行日前に採用された日から起算するものとする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行日の前日において改正前の東京大学医学部附属病院特任臨床医、専門研修医、病院診療医及び臨床研修医就業規程第2条に定める専門研修医に係る専門的な臨床研修等に従事していた者については、改正後の同規程第8条及び第11条を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行し、令和2年1月27日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(雇用の上限年齢の経過措置)

- 2 令和6年4月1日から令和13年3月31日までの期間において、第5条第3項及び第6条第2項中満65歳とあるのは、同項の規定にかかわらず、次の表の第1欄に掲げる期間に応じて、第2欄の字句にとおり読み替える。

1. 期間	2. 読み替える字句
令和6年4月1日～令和7年3月31日	満61歳
令和7年4月1日～令和9年3月31日	満62歳
令和9年4月1日～令和11年3月31日	満63歳
令和11年4月1日～令和13年3月31日	満64歳

別表第1 特任臨床医等（病院診療医を除く。）

勤務区分	勤務態様	勤務時間	休憩時間
A 勤務 (7 時間 45 分)	A0700 勤務	7:00～15:45	11:00～12:00
	A0730 勤務	7:30～16:15	11:30～12:30
	A0800 勤務	8:00～16:45	12:00～13:00
	A0830 勤務	8:30～17:15	12:00～13:00
	A0900 勤務	9:00～17:45	12:00～13:00
	A0930 勤務	9:30～18:15	12:30～13:30
	A1230 勤務	12:30～21:15	17:00～18:00
	A1300 勤務	13:00～21:45	17:00～18:00
	A1330 勤務	13:30～22:15	17:30～18:30
	A1400 勤務	14:00～22:45	18:00～19:00
	A1430 勤務	14:30～23:15	18:30～19:30
	A1500 勤務	15:00～23:45	19:00～20:00
	A1700 勤務	17:00～1:45	23:00～00:00
	A2200 勤務	22:00～6:45	2:00～3:00
	A2345 勤務	23:45～8:30	4:00～5:00
B 勤務 (11 時間 45 分)	B0700 勤務	7:00～20:00	11:00～11:45
			15:00～15:30
	B0730 勤務	7:30～20:30	11:30～12:15
			15:30～16:00
	B0800 勤務	8:00～21:00	12:00～12:45
			16:00～16:30
	B0830 勤務	8:30～21:30	12:30～13:15
			16:30～17:00
B2000 勤務	20:00～9:00	0:00～0:30	
		5:00～5:45	
C 勤務 (15 時間 30 分)	C1500 勤務	15:00～8:30	20:00～21:00
			23:00～00:00
	C1700 勤務	17:00～10:30	21:00～22:00
			3:00～4:00
	C1930 勤務	19:30～13:00	23:30～0:30
5:30～6:30			
D 勤務 (3 時間 45 分)	D0700 勤務	7:00～10:45	—
	D0730 勤務	7:30～11:15	—
	D0800 勤務	8:00～11:45	—
	D0815 勤務	8:15～12:00	—
	D0830 勤務	8:30～12:15	—
	D0900 勤務	9:00～12:45	—
	D1300 勤務	13:00～16:45	—
	D1315 勤務	13:15～17:00	—
	D1330 勤務	13:30～17:15	—
	D1400 勤務	14:00～17:45	—

	D1430 勤務	14:30～18:15	—
E 勤務 (4 時間)	E0700 勤務	7:00～11:00	—
	E0730 勤務	7:30～11:30	—
	E0800 勤務	8:00～12:00	—
	E0815 勤務	8:15～12:15	—
	E0830 勤務	8:30～12:30	—
	E0900 勤務	9:00～13:00	—
	E1300 勤務	13:00～17:00	—
	E1315 勤務	13:15～17:15	—
	E1330 勤務	13:30～17:30	—
	E1400 勤務	14:00～18:00	—
	E1430 勤務	14:30～18:30	—
F 勤務 (7 時間 45 分)	F0700 勤務	7:00～10:45	—
		18:00～22:00	
	F0730 勤務	7:30～11:15	—
		18:00～22:00	
	F0800 勤務	8:00～11:45	—
		18:00～22:00	
	F0830 勤務	8:30～12:15	—
		18:00～22:00	

備考 1 休憩時間を45分とする特任臨床医等（病院診療医を除く。）にあつては、終業及び休憩の時刻をそれぞれ15分繰り上げた時刻とする。

2 この表の勤務区分欄に定めのない勤務時間及び休憩時間について、業務上の理由により特に勤務を命ずる必要がある場合においては、あらかじめ病院長の承認を得て勤務させることができる。

東京大学医学部附属病院特任臨床医、専攻研修医、病院診療医
及び臨床研修医就業規程「別に定めるもの」

東京大学医学部附属病院特任臨床医、専攻研修医、病院診療医及び臨床研修医就業規程第10条に定める基本給の額等は、令和5年4月1日以降、次のとおりとする。

(基本給の決定)

第10条関係

第10条の規定による基本給額は、その者の職種及び勤務態様に応じ、下表に定める額とする。

特任臨床医等基本給表

職 種	基本給額
特任臨床医	1,807円(時給)
専攻研修医	1,807円(時給)
病院診療医	1,650円(時給)
臨床研修医(2年目)	1,613円(時給)
臨床研修医(1年目)	1,549円(時給)

(宿・日直手当)

第17条関係

宿・日直手当の額は、当直勤務1回につき、当直勤務の区分に応じて下表に定める額とする。

当直勤務の区分	手 当 額
特任臨床医等(臨床研修医を除く。) 当直勤務	21,000円
臨床研修医 当直勤務	7,000円

(麻酔手当)

第17条の3関係 麻酔手当の額は、業務の区分に応じて月額欄に定める額とする。

業務の区分	月額
特に難易度の高い麻酔業務	120,000円
難易度の高い麻酔業務	80,000円
麻酔業務	40,000円

備考 特に難易度の高い麻酔業務のうち、難易度の高い手術に伴う麻酔業務を数回行うなど、特に負担が大きいと認められる場合は、手当額に40,000円を加算することができる。